

救命艇の艤装品に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領

改正事項

救命艇の艤装品に関する事項

改正理由

国際救命設備コード（LSA コード）4.4.8.1 において、自由降下進水式救命艇を除く救命艇には「静穏な水面で前進するために十分な浮き得るオール」を備えるよう規定されており、当該規定は本会規則にも取り入れられている。

一方、旅客船のテンダーボート（交通艇）に関する指針を定めた MSC.1/Circ.1417 においては、ボートに備えられる推進装置が単一である場合にのみ、オールを備えることが要求される。

これらのことに鑑み、2018 年 12 月に開催された IMO 第 100 回海上安全委員会において、2 の独立した推進装置を備える救命艇におけるオール等の備え付けに関する統一解釈が MSC.1/Circ.1597 として承認された。

このため、当該統一解釈 MSC.1/Circ.1597 を参考に、関連規定を改めた。

改正内容

2 の独立した推進装置を備える救命艇については、静穏な水面で前進するために十分な浮き得るオール等を備えなくても差し支えない旨を明記した。

改正条項

安全設備規則検査要領 3 編 3.13.8